

改正

平成27年 3 月 1 日告示第67号

平成28年 9 月 1 日告示第212号

平成29年 3 月29日告示第62号

令和 2 年 3 月31日告示第73号

令和 4 年 3 月31日告示第49号

志木市市民力賞顕彰事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民一人一人が持っている市民力を再発見し、市民がより主体的に取り組むまちづくりを推進するため、志木市市民力賞顕彰事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民」とは、次に掲げる個人又は団体をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に納税義務を有する者

2 この要綱において「市民力」とは、市民の自発的かつ自主的に地域の課題解決に取り組む活動を行う能力をいう。

(事業の対象)

第 3 条 事業の対象は、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

- (1) 市民力を発揮し、困っている人への手助け、地域や社会への奉仕活動などの業績を挙げ、他の市民に明るい夢や希望を与えた市民
- (2) 市民力を発揮し、長期にわたり積極的・継続的に奉仕活動に参加している市民又は一般の模範となるような善行をした市民
- (3) その他市長が特に顕彰に値すると認めた市民

2 前項の規定にかかわらず、公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第 3 条に規定する公職を

いう。)にある者が、その者の職務の範囲内で行った行為については、事業の対象としない。

(候補者の推薦)

第4条 市民は、顕彰を受けるにふさわしい候補者があるときは、市長に対し、随時その者を推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、志木市市民力賞顕彰候補者推薦書（第1号様式）を提出して行うものとする。

(被顕彰者の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、被顕彰者を決定するものとする。

(顕彰の回数、時期及び方法)

第6条 顕彰は、1の市民につき1回に限り、随時、顕彰状を授与して行うものとする。

(適用除外)

第7条 第3条第1項第1号又は第2号に掲げる市民が市における他の表彰制度において同一の理由により表彰された場合は、原則として、この要綱による顕彰は、これを行わないものとする。

(台帳の作成)

第8条 市長は、志木市市民力賞顕彰台帳（第2号様式）を作成し、必要な事項を記録するものとする。

(庶務)

第9条 事業の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第67号）

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第212号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第62号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第73号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 49 号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）
第1号様式（第4条関係）

年 月 日

志木市市民力賞顕彰候補者推薦書

志木市長 様

推薦(団体)者 住所又は所在地

氏名又は団体名

電話番号

志木市市民力賞顕彰事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり顕彰候補者を推薦します。

フリガナ			
氏名又は団体名 (団体の場合は代表者職・氏名も記載)			
住所又は所在地			
職業又は主な事業 内容(団体の場合)			
生年月日 (設立年月日)			
電話番号			
団体の場合の連絡先	担当者名		
	連絡先		
顕彰の対象となる功 績又は主な貢献活動		活動 年数	年
推薦理由			
※公表の可否	可 ・ 否		
備考			

第2号様式（第8条関係）

第2号様式(第8条関係)

志木市市民力賞顕彰台帳

No.	被顕彰者氏名・団体名	住所・所在地	生年月日(設立年月日)	顕彰の内容	活動年数	推薦者	備考